

平成 28 年度

# 業務のあらまし

(平成 27 年度事業実績)

山梨県中央児童相談所

山梨県都留児童相談所

## 児童憲章（前文）

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。  
児童は、人として尊ばれる。  
児童は、社会の一員として重んぜられる。  
児童は、よい環境の中で育てられる。

## 児童福祉法（抜粋）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

[児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）平成28年6月3日公布]

## はじめに

日頃より、児童相談所の業務推進につきまして、関係機関の皆様の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

今年6月に児童福祉法が改正公布され、9月には厚生労働省の定める児童相談所運営指針も改正されました。法改正では、前頁のように、第1条が「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」との規定が盛り込まれました。改正前は、「すべて国民は」で始まり、子どもは保護・養護の対象でした。「児童の権利に関する条約」における子どもの権利には、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの柱がありますが、ようやく児童福祉法において、子どもの権利が掲げられ、育つ権利や参加する権利を持つことが明文化されました。改正の要点として、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生防止、児童虐待の発生時の迅速・的確な対応、被措置児童への自立支援などがあり、併せて児童相談所の体制強化と権限強化等も挙げられています。

子どもを取りまく環境は、家庭環境の崩壊や核家族、不況による雇用情勢の悪化、地域における子育て機能の低下など、子どもの健全な育成を脅かす状況になっております。少子化で子どもの数が減り続ける中、児童虐待の通告件数は右肩上がりが続いています。本県における平成27年度の両児童相談所の児童虐待相談件数は743件であり、前年度に比べ約1.3倍と増加して過去最高となっており、複雑化、重篤化している相談内容が多くなっています。また児童虐待相談だけでなく、知的発達の遅れや発達障害等への対応などの障害相談が全相談件数の約3割強、不登校や性格行動についての育成相談が約1割弱、関係機関との連携・協働を必須とする非行相談など、多岐にわたり相談業務に追われており、今後も相談援助活動に工夫を要しながら進めていく必要があります。

むすびに、子どもたちを取り巻く社会状況の変化と家族の変容を敏感に捉えながら、子ども達の福祉向上のため、総合的に支援できる職員の専門性の確保に努め、各関係機関と協力、連携を深めて「子どもの最善の利益」を念頭に業務を行って行きたいと考えております。今後とも皆様の御指導と御支援をよろしくお願いいたします。

平成28年10月

山梨県中央児童相談所長 浅川 優子

山梨県都留児童相談所長 井口 敦人

# も く じ

児童相談所の沿革	1
第1 児童相談所のあらまし	2
1 児童相談所の基本的機能及び任務	2
2 児童相談の種別	2
3 組織及び事務分掌	2
組織図	4
主な業務	5
4 相談活動の体系・展開	7
5 相談援助活動系統図	8
6 管轄区域内の状況	10
7 建物の状況	11
建物の規模	11
建物平面図	11
第2 児童相談所業務のあらまし	14
1 総務経理関係業務	14
2 相談支援部門関係業務	14
3 児童虐待対応関係業務	17
4 処遇指導部門関係業務	25
5 診断育成部門関係業務	35
6 一時保護部門関係業務	41

## 児童相談所の沿革

児童相談所は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 12 条の規定に基づき、設置されています。

児童相談所の沿革は次のとおりです。

昭和	23.	1.	1	児童福祉法の施行に伴い民生部厚生課内に山梨県児童相談所を開設する。
〃	23.	3.	26	甲府市伊勢町養護施設山梨立正光生園内に一時保護所を開設する。
〃	23.	11.	12	甲府市百石町（現丸の内三丁目）に児童一時保護所を新築、移転する。
〃	24.	11.	5	甲府市錦町（現中央一丁目）県立医学研究所内に児童相談所を移転する。
〃	27.	7.	15	甲府市百石町（現丸の内二丁目）に児童相談所を新築する。
〃	29.	5.	10	児童福祉法施行規則第 2 条の規定に基づき山梨県児童相談所が山梨県中央児童相談所に指定される。（山梨県告示 200 号）
〃	33.	7.	1	山梨県行政組織規則の一部改正により、庶務、相談、保護の 3 係設置される。
〃	42.	4.	1	甲府市宝一丁目に中央児童相談所を新築、移転する。
〃	43.	4.	1	地方交付税の基準財政需要額算定基準による B 級児童相談所として認定され、従来の係制を廃止し、新たに庶務課、相談課、措置課が設置される。
〃	44.	4.	1	判定課が設置される。
〃	45.	4.	1	都留市上谷南合同庁舎内に、中央児童相談所都留支所が開設される。中央児童相談所庶務課を廃止し、庶務係が設置される。
〃	48.	4.	1	中央児童相談所措置課の分掌業務であった一時保護部門が独立し、一時保護課が新設される。 都留市南都留合同庁舎に、中央児童相談所都留支所が移転する。
〃	48.	8.	1	中央児童相談所都留支所が廃止され、山梨県都留児童相談所が開設される。
〃	49.	4.	1	地方交付税の基準財政需要額算定基準による A 級児童相談所に、中央児童相談所が、認定される。
平成	9.	3.	18	甲府市北新一丁目 2-12（現在地）に新築、移転する。（山梨県福祉プラザ 2 階）
〃	9.	4.	1	県の組織再編に伴い、課名を変更する。中央児童相談所については、相談課は相談支援課、措置課は処遇指導課、判定課は診断育成課となる。都留児童相談所については、相談・措置担当は相談・処遇担当、判定担当は診断育成担当となる。
〃	18.	4.	1	都留児童相談所が都留市田原三丁目 5 番 2 4 号に新築・移転される。併せて、一時保護所が設置され、総務スタッフ、相談課と一時保護課に組織編成される。
〃	18.	4.	10	中央児童相談所、都留児童相談所内に子どもメンタルクリニックが開設される。
〃	23.	3.	31	子どもメンタルクリニックは、平成 23 年 3 月 31 日で中央児童相談所における業務を終了し、平成 23 年 4 月 1 日から新設の山梨県立こころの発達総合支援センターに引き継がれる。伴って、都留児童相談所内の子どもメンタルクリニックは、山梨県立こころの発達総合支援センター都留クリニックに引き継がれる。

# 第1 児童相談所のあらまし

## 1 児童相談所の基本的機能及び任務

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談の一義的な窓口である市町村と適切な役割分担と連携を図りつつ、次の機能等を発揮、活用し任務を果たしています。

### (1) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと。

### (2) 相談機能

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童及びその家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合判断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一環した児童の援助を行うこと。

### (3) 一時保護機能

児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。

### (4) 措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設若しくは指定医療機関に入所、若しくは里親に委託すること。

### (5) 民法上の権限

親権者の親権停止・喪失宣言の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うこと。

## 2 児童相談の種別

児童相談所で受け付ける相談の種類及び主な内容は、表所一1のとおりです。

## 3 組織及び事務分掌

組 織（H27. 4. 1現在）

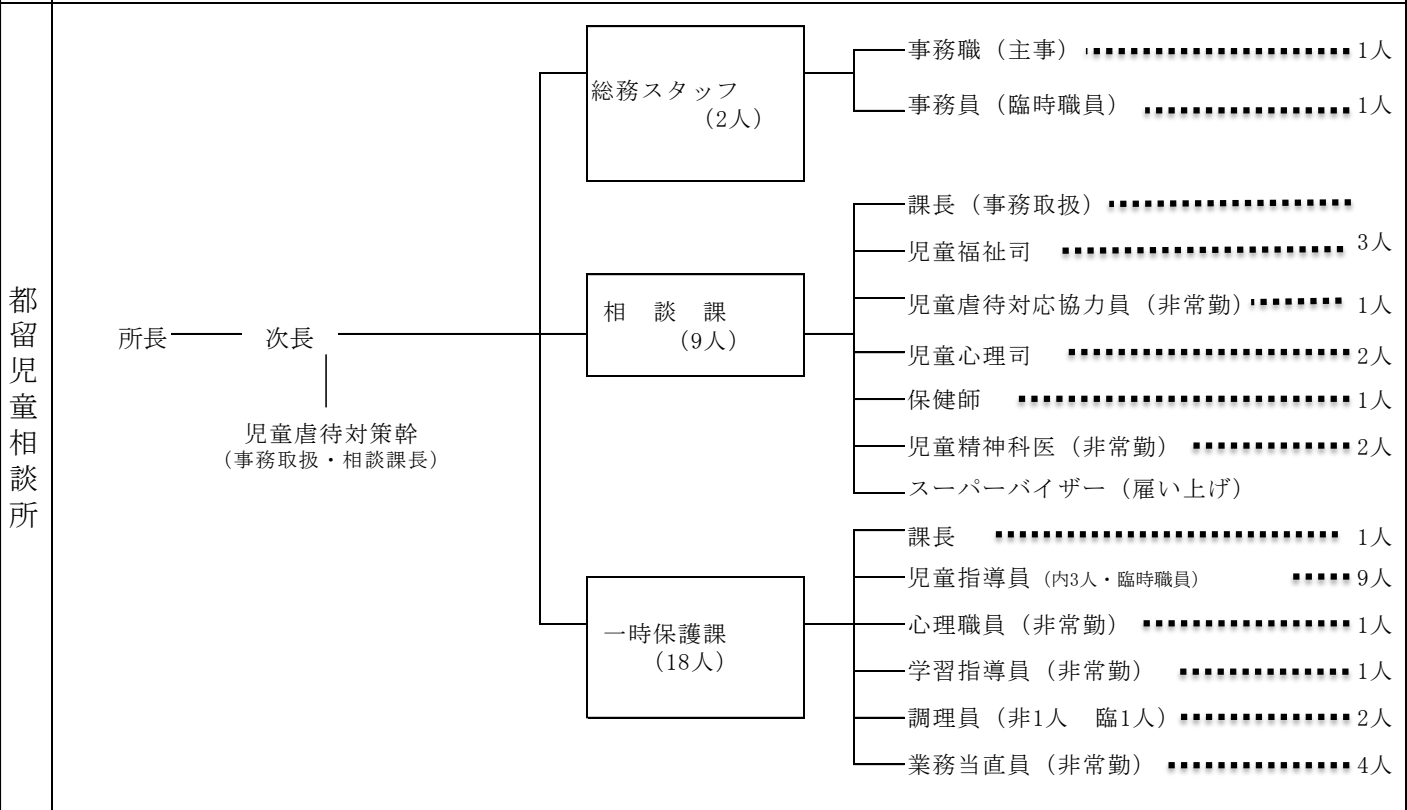
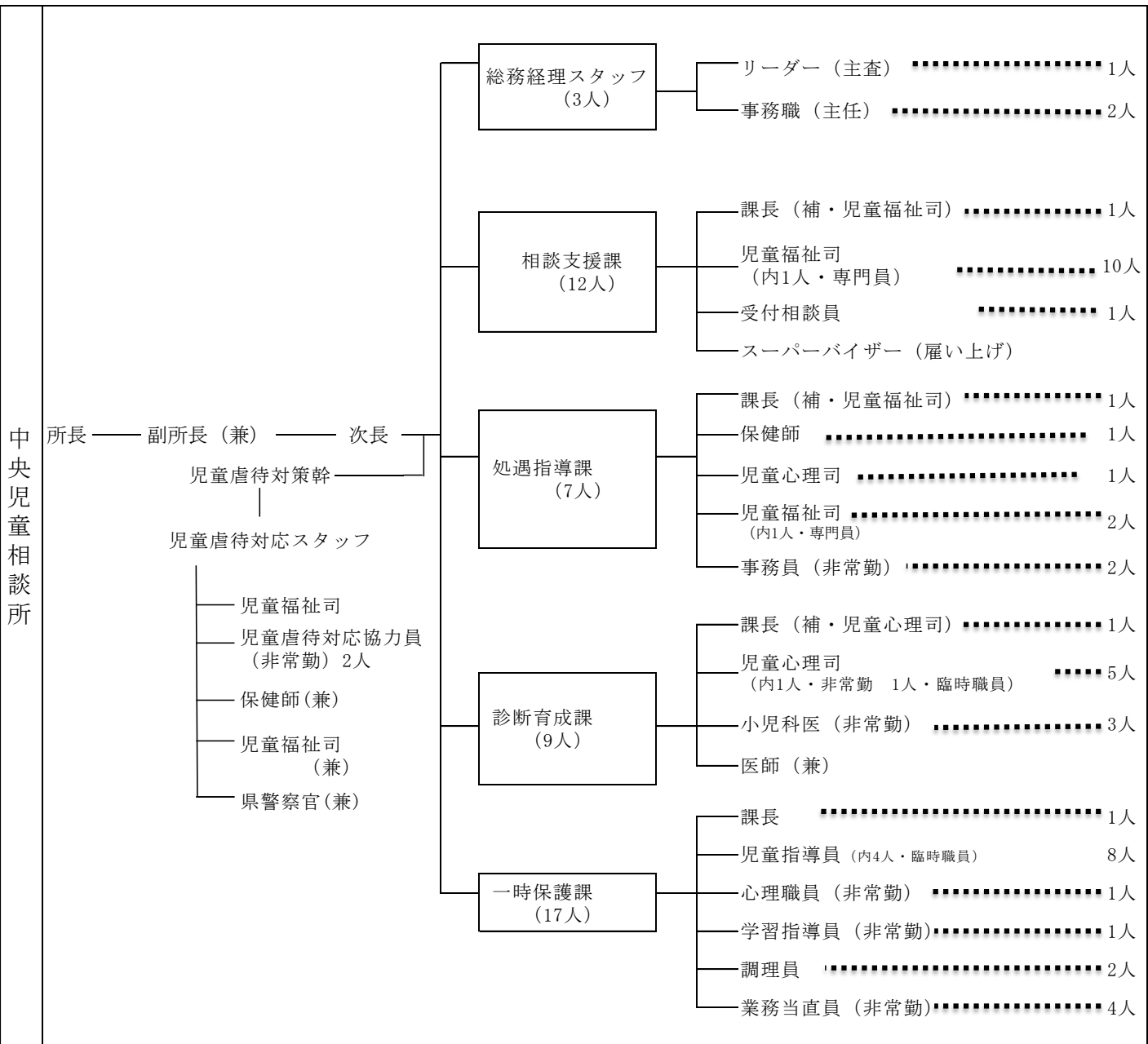
- (1) 中央児童相談所は、所長、次長のもとに、4課、2スタッフで職員数は54人（内非常勤嘱託14人、臨時職員5人）。
- (2) 都留児童相談所は、所長、次長のもとに2課、1スタッフで職員数は33人（内非常勤嘱託10人、臨時職員5人）。
- (3) 組織を表示すれば、表所一2（平成27年度）のとおりです。

## 受け付ける相談の種類及び主な内容

表所-1

養護 相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
相保 談健	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非 行 相 談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	10 触法行為等の相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	11 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	12 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	15 その他の相談	1～14いずれにも該当しない相談。

（厚生労働省「児童相談所運営指針」による）





# 主 な 業 務

## 1 中央児童相談所

### ◎ 総務経理スタッフ

- ア 会計経理その他庶務一般
- イ 一時保護児童等の所持品の管理

### ◎ 児童虐待対応スタッフ

- ア 児童虐待の実情把握、相談、初期調査、対応及び指導

### ◎ 相談支援課

- ア 相談、通告の受理
- イ 受理会議の実施とその結果の対応
- ウ 調査、社会診断及び指導
- エ 相談業務全般についての連絡調整
- オ 一時保護手続
- カ 児童福祉施設又は里親等に措置した後の家庭指導等
- キ 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

### ◎ 処遇指導課

- ア 援助方針会議の実施とその結果の対応
- イ 児童福祉施設、独立行政法人国立病院機構、里親等との連絡調整
- ウ 在宅重症心身障害児（者）の訪問指導
- エ 児童相談所業務統計
- オ 里親の認定調査及び指導、里親会（山梨県きずな会）事務局
- カ 保健指導
- キ 措置児童費用認定、障害児施設受給者証発行事務

### ◎ 診断育成課

- ア 医学診断、心理診断及び指導
- イ 判定会議の実施とその結果の処理
- ウ 療育手帳各種証明書等
- エ 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言・援助を行うこと

### ◎ 一時保護課

- ア 要保護児童の身柄の保護
- イ 一時保護児童の保護、生活指導
- ウ 一時保護児童の行動観察と行動診断
- エ 一時保護児童の健康管理

## 2 都留児童相談所

### ◎ 総務スタッフ

- ア 会計経理その他庶務一般
- イ 一時保護児童等の所持品の管理

### ◎ 相談課

- ア 児童虐待の実情把握、相談、初期調査、対応及び指導
- イ 相談、通告の受理
- ウ 受理会議の実施とその結果の対応
- エ 調査、社会診断及び指導
- オ 相談業務全般についての連絡調整
- カ 一時保護手続
- キ 児童福祉施設又は里親等に措置した後の家庭指導等
- ク 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと
- ケ 助言方針会議の実施とその結果の対応
- コ 児童福祉施設、独立行政法人国立病院機構、里親等との連絡調整
- サ 在宅重症心身障害児（者）の訪問指導
- シ 児童相談所業務統計
- ス 里親の認定調査及び指導、里親会（山梨県きずな会）事務局
- セ 保健指導
- ソ 措置児童費用認定、障害児施設受給者証発行事務
- タ 医学診断、心理診断及び指導
- チ 判定会議の実施とその結果の処理
- ツ 療育手帳各種証明書等
- テ 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言・援助を行うこと

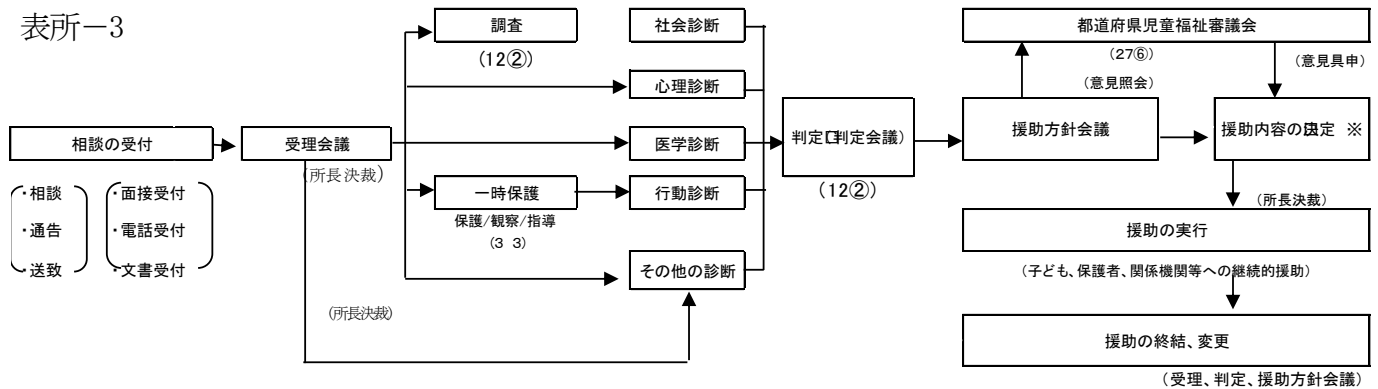
### ◎ 一時保護課

- ア 要保護児童の身柄の保護
- イ 一時保護児童の保護、生活指導
- ウ 一時保護児童の行動観察と行動診断
- エ 一時保護児童の健康管理

## 4 児童相談所における相談援助活動の体系・展開

児童相談所における相談援助活動の体系を概念的に示すと表所-3のようになります。また、この業務は多くの関係機関との連絡協調の中で進められなければならないが、このことを考慮に入れ、児童相談所の業務系統図を示すと概ね次のとおりです。

表所-3



福祉事務所  
 児童委員  
 県・市町村  
 児童福祉施設等  
 警察署  
 家庭裁判所  
 保健所  
 医療機関  
 学校  
 教育委員会  
 里親  
 家族・親戚  
 近隣・知人  
 児童本人  
 その他

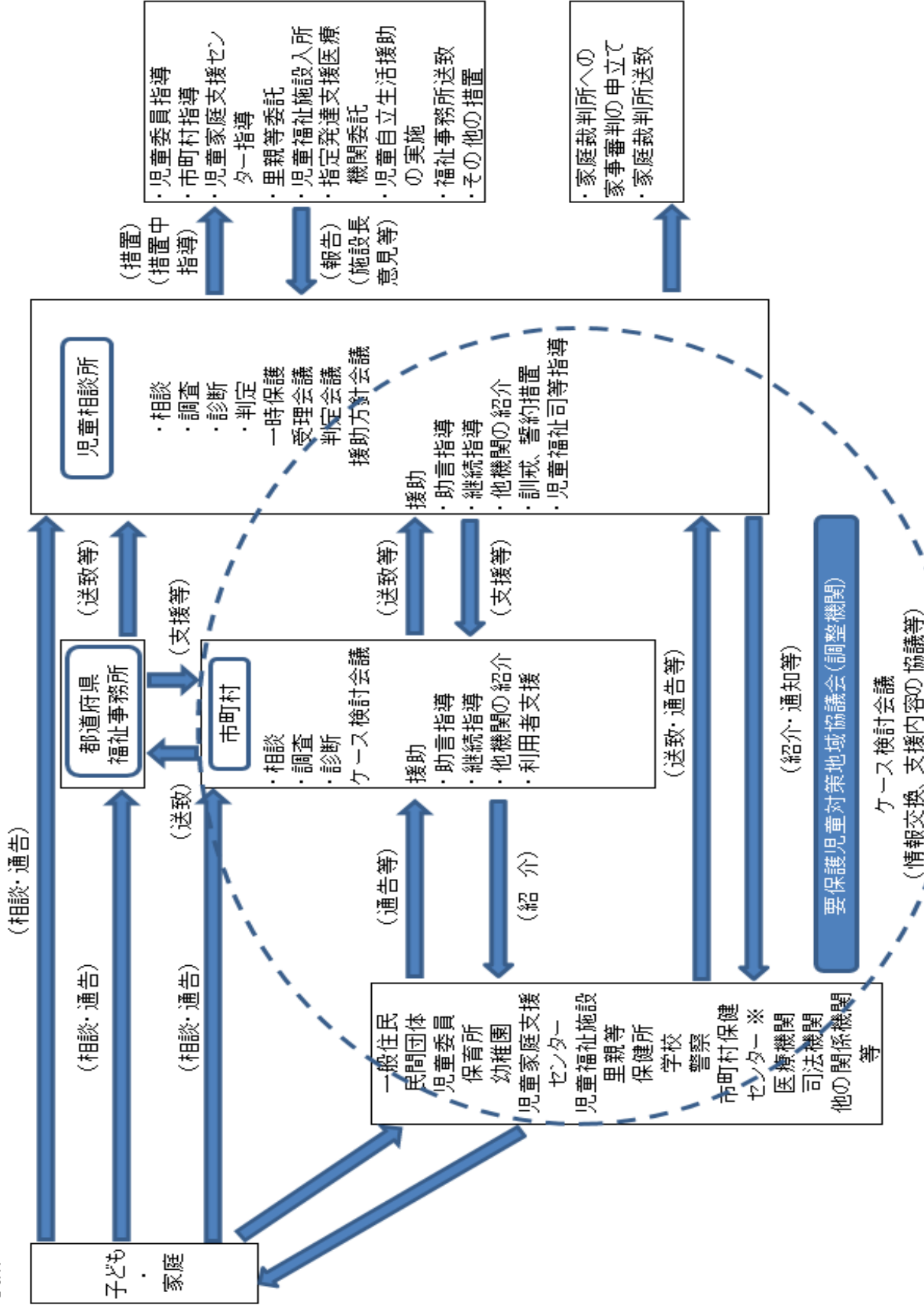
### ※援助内容

- 1 在宅指導
  - (1) 措置によらない指導 (12②)
    - ア 助言指導
    - イ 継続指導
    - ウ 他機関あつせん
  - (2) 措置による指導
    - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
    - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
    - ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
    - エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
  - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
- 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
  - 指定医療機関委託 (27②)
- 3 里親 (27①Ⅲ)
- 4 児童自立生活援助措置 (33⑥)
- 5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
  - 都道府県知事、市町村報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ)
- 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
- 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
  - ア 施設入所への承認 (28①②)
  - イ 親権喪失等の審判又は取消の請求 (33の7)
  - ウ 後見人選任の請求 (33の8)
  - エ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項)

# 5 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図

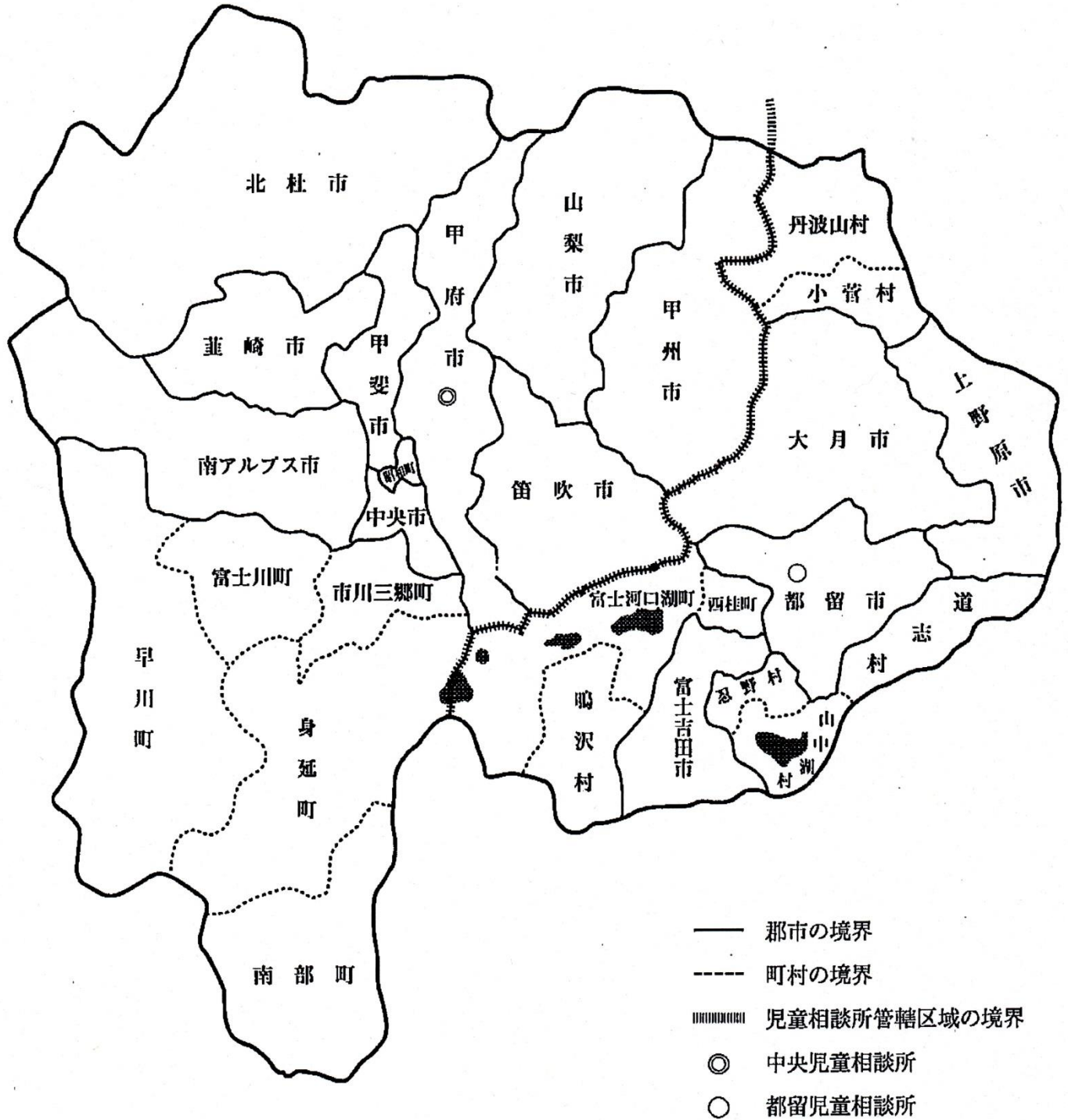
表所-4



※市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

(厚生労働省「児童相談所運営指針」による)

# 児童相談所の管轄区域図



## 6 管轄区域内の状況

児童相談所の管轄区域内の状況は、次のとおりです。

### 管 轄 区 域 内 の 概 況

区 分		中 央	都 留	計
市 町 村	市	9	4	13
	町	6	2	8
	村	0	6	6
管内人口	総 人 口	654,053人	181,112人	835,165人
	児 童 人 口	112,348人	30,816人	143,164人
管 内 面 積		3,241.03km <sup>2</sup>	1,222.45km <sup>2</sup>	4,463.48km <sup>2</sup>

※人口は平成27年10月1日国勢調査速報値。児童人口は、平成22年国勢調査による。

学 校 数	小 学 校	141	44	185
	中 学 校	67	24	91
	高 等 学 校	32	10	42
	特 別 支 援 学 校	10	2	12
施 設 等	助 産 施 設	2	1	3
	乳 児 院	2	0	2
	母 子 生 活 支 援 施 設	1	0	1
	保 育 所	190	52	242
	児 童 養 護 施 設	7	2	9
	障 害 児 入 所 施 設	3	0	3
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	4	0	4
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	0	1
	自 立 援 助 ホ ー ム	1	0	1
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	3	2	5
	児 童 館 等	62	5	67
	児 童 遊 園	10	1	11
	こ だ も の 国	2	0	2
	キ ャ ン プ 場	5	0	5

## 7 建物の状況

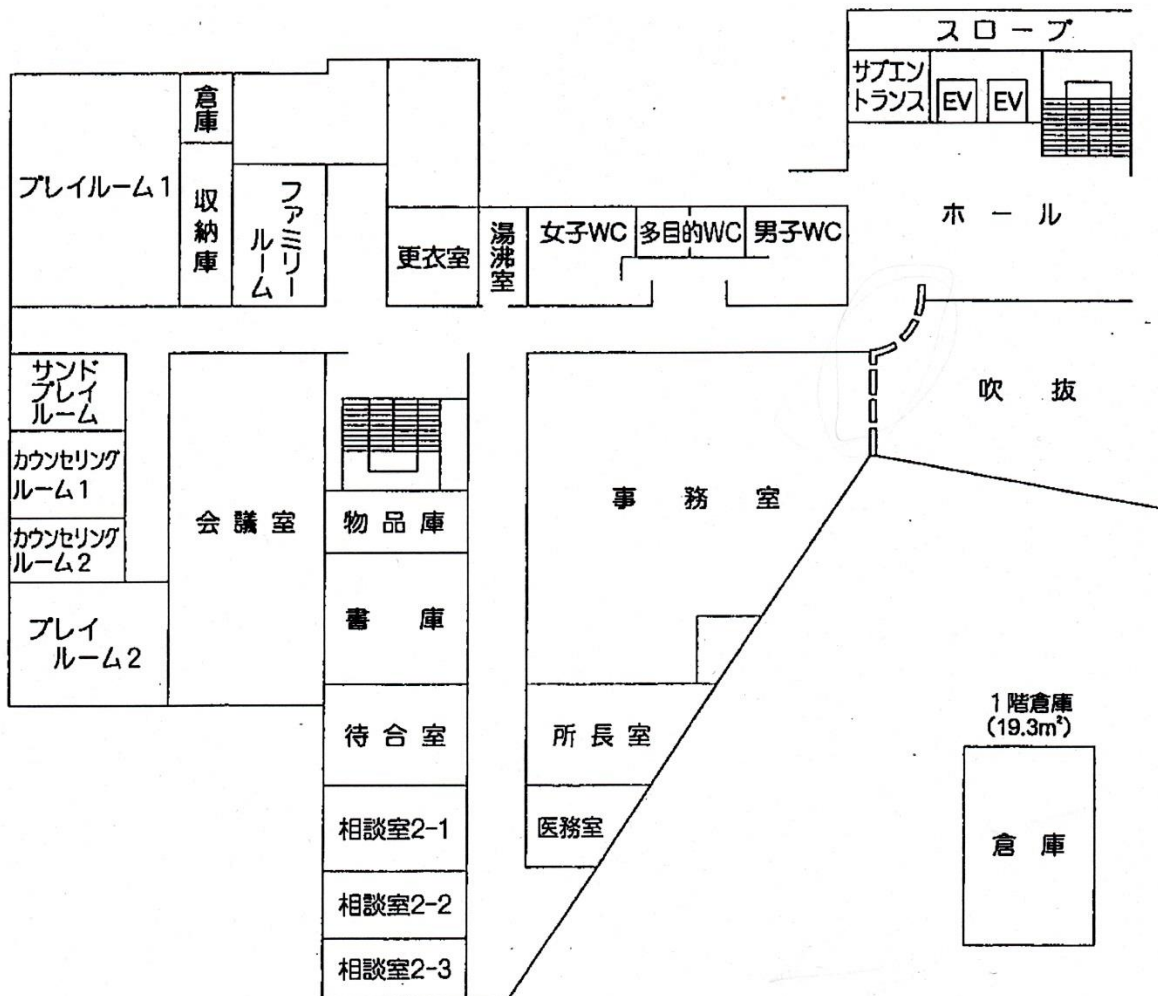
児童相談所の建物の規模及び平面図は次のとおりです。

### 1 建物の規模（山梨県福祉プラザ2階及び1階の一部）

区 分		建 物	敷 地
中 央	事務室等（専用面積）	鉄筋コンクリート 4階建（2階）	1,104 m <sup>2</sup>
	更衣室等（共用面積）	〃	175.9 m <sup>2</sup>
	倉 庫	〃	（1階） 19.3 m <sup>2</sup>
	計		1,299.2 m <sup>2</sup>
都 留	児 童 相 談 所	鉄筋コンクリート 2階建（2階）	478 m <sup>2</sup>
			福祉プラザ （第2駐車場を含む） 6,814.17 m <sup>2</sup>
			2,310 m <sup>2</sup>

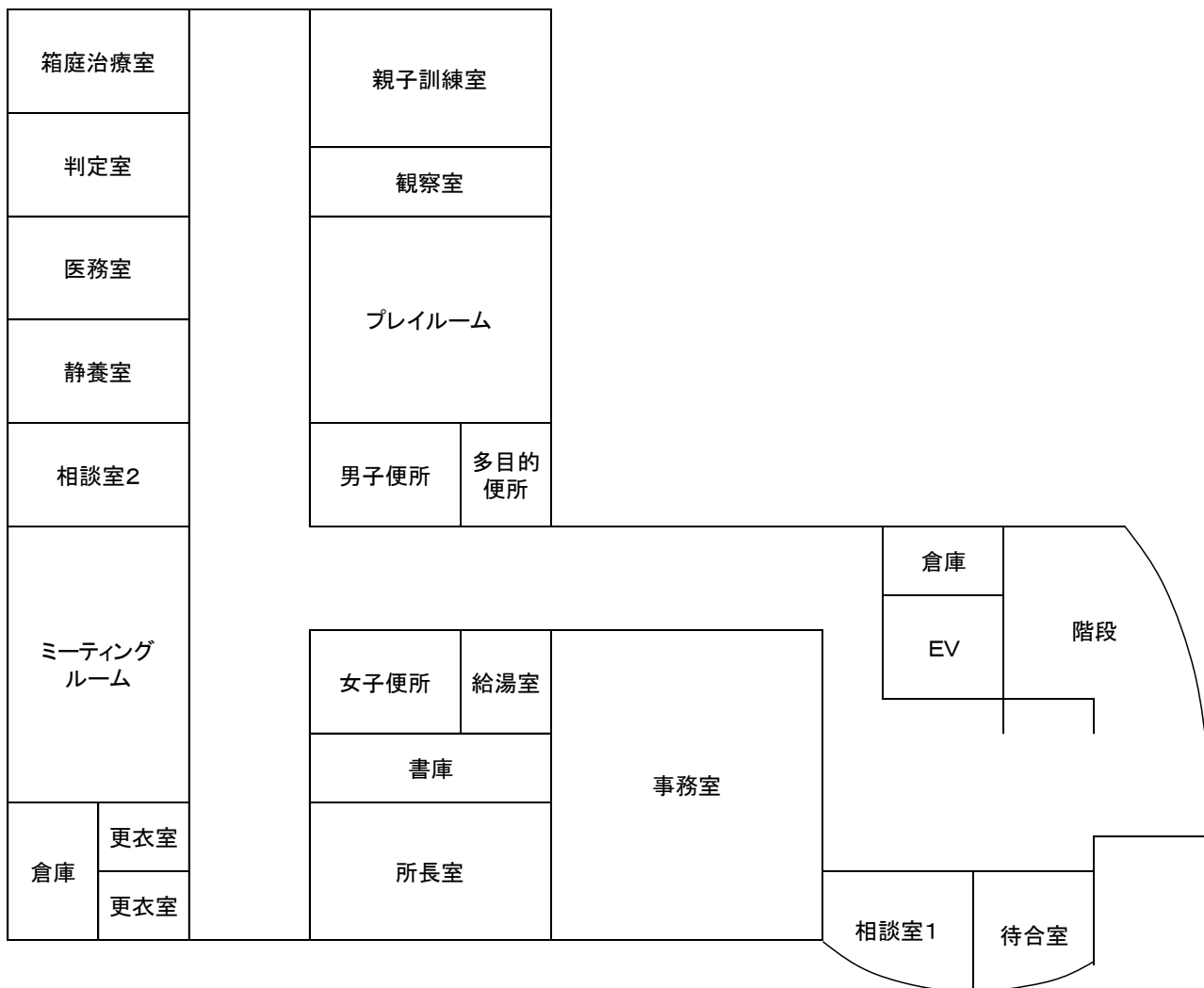
### 2 建物の平面図

#### (1) 中央児童相談所



(2) 都留児童相談所

2F 都留児童相談所







## 第2 児童相談所業務のあらまし

### 1 総務経理関係業務

児童相談所総務経理担当は、会計経理事務と児童福祉法第33条の2の規定に基づく一時保護児童の所持する金品の保管、遺留分の処分などを行っています。

### 2 相談支援部門関係業務

#### (1) 相談支援部門の内容

##### ア 相談の受付

児童相談所は、18未満の児童についての相談を受け付けますが、その内容は次の6つに大別されます。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するもの。ただし、市町村が受け付ける相談への技術的援助や助言を求める場合を含む。
- ② 要保護児童を発見した者からの通告又は児童委員を介しての通告。
- ③ 児童福祉法第27条の措置や、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致。
- ④ 警察からの通告・送致。
- ⑤ 家庭裁判所からの送致等。
- ⑥ その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等。

##### イ 相談受付の形態

児童についての相談は、来所、電話、文書により行われます。受付相談員や児童福祉司が、児童や保護者の気持ちを和らげ、秘密は守ることを伝える等受容的かつ慎重に対応しています。

相談の受付件数を、年度、種別、経路、年齢、性別により表示すると（表相－1.2.3）のとおりです。

##### ウ 受理会議

定例会議は、所長、副所長、児童虐待対策幹、各課長、児童福祉司、受付相談員等が参加して、原則として、週1回実施します。

児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討します。

##### エ 調 査

調査は、主として地区担当の児童福祉司が、面接、照会、委嘱等により行うが、市町村長や児童委員へ協力を求め、又は児童委員や福祉事務所長に調査の委嘱をすることもあります。

調査事項は、児童の家庭環境、家族の状況、生活歴、生育歴、現況、過去の相談歴、児童相談所以外の機関の援助経過、子どもや保護者の意向等の把握・確認です。

##### オ 一時保護

児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合は、児童を一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他適当と認める者（機関、法人、私人）に一時保護を委託します。

一時保護はその必要性を、緊急保護、行動観察、短期入所指導等により判断します。

## カ 社会診断会議

判定会議に向けての予備的診断会議であり、随時相談支援部門で行います。児童福祉司等の調査結果を総合分析し、児童の発達診断、家族力動診断及び社会環境診断を行い、主として児童をとりまく環境や社会資源等からみて児童の福祉のために何が必要であり、そのためにどのような援助が最も有効であるかを検討します。

## キ 在宅指導等

原則的には、援助方針会議で立てられた援助方針に基づき、児童、その保護者及び家族等が自発的に問題に取り組む姿勢を導き出すことを目的とします。

### ① 措置によらない指導

#### ・ 助言指導

1回から数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童や保護者に対し、対象、目的、効果等を考慮し、電話、文書、面接等の方法で現実的かつ具体的な指導を行います。

#### ・ 継続指導

複雑困難な問題を抱える児童や保護者を、児童相談所に通所、又は家庭に訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行います。

#### ・ 他機関紹介

他の専門機関の指導を受けることが適当な事例について、当該機関に斡旋します。また、必要に応じて他の児童相談所に移管します。

### ② 措置による指導

#### ・ 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題があり、援助に専門的な知識、技術を有する児童に対し、児童福祉司等が、家庭訪問、通所等の方法により指導を行います。

#### ・ その他の指導

その他の機関の指導が適当と判断される児童及び保護者に対し、児童委員、児童家庭支援センター等へ委託し指導を行います。

### ③ 訓戒・誓約措置

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止する見込みがある場合、養育方針や注意事項等を明確に示します。

## ク 入所措置

家庭分離が必要な児童もしくは家庭がない児童については、児童福祉施設、里親、小規模住居型児童養育事業等への入所措置または、児童自立生活援助の実施を行います。

## ケ 家庭裁判所送致等

### ① 法第27条第1項第4号に基づく送致

触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することが、その子どもの福祉を図る上で、必要であると認められる場合。

### ② 法第27条の3の規定に基づく送致

児童自立支援施設入所中、又は一時保護中の児童であって無断外出等が激しく行動の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められた場合送致を行います。

## コ 家庭裁判所への家事審判の申立て

### ① 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

保護者が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において、児童福祉施設等へ措置することが親権者又は未成年後見人の意向に反する場合に行います。

### ② 親権停止・喪失宣言の請求及び保全処分の申立て

親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるため、不適切な行使をしている父母には適切な行使をするよう指導した上で、不適切な行使が改まらずこの福祉を守り難い場合に、親権者の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てます。

なお、その審判があるまでの間、緊急に児童を保護する必要がある場合は審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行選任）の申立てを行います。

### ③ 未成年後見人選任・解任の請求

親権を行うもの及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能な場合であって、児童の福祉に必要な場合に児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行います。

また、児童の未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合は、未成年後見人の解任請求を行います。

## サ その他の事業

### ① 巡回相談

地域に密着した相談援助活動を行うため、遠距離にある等で児童相談所を利用することが困難な地域や、人口密集地域、子どもに関する問題の多い地域において市町村の児童相談担当部署と連携し、地域の公民館や保健センター等で実施します。都留児童相談所では、整形外科医や精神科医を含めたチームにより、心身に障害のある児童を対象とした療育相談を行っています。

### ② 児童虐待等困難事例対応事業

困難事例への対応が増加し、介入的関わりや法的対応が必要となっていることから、職員の相談技術の専門性と客観性を確保し、相談援助技法の向上を図るため、弁護士、医師等の専門家の講義や助言を受けています。

### ③ メンタル・フレンド派遣事業

ひきこもり等の状況にある児童及びその家庭に対し、児童福祉司の指導の下、メンタルフレンドを派遣し、児童とのふれあいを通じて児童の自主性や社会性の伸長を図っています。訪問は、原則として週1～2回、1回2時間程度です。

## (2) 相談の現状

中央児童相談所は甲府市に所在し、管轄区は国中地域と呼び、都留児童相談所は都留市に所在し、その管轄区は富士・東部地域と呼びます。従来山梨県はこの二つの地域で、それぞれに産業、経済、文化等で異なった特徴を示していましたが、近年富士北陵・東部地域は首都圏のベッドタウン化の傾向が顕著になってきています。

平成 27 年度の相談受付件数は、2,148 件で、このうち中央児童相談所 1,617 件、都留児童相談所 531 件で相談別ごとの状況は次のとおりです。

### ア 養護相談

この相談件数は 957 件、全相談の約 45%で、前年に比べると 144 件の増加。うち、虐待相談が、743 件で、養護相談の約 78%を占めています。

### イ 保健相談

相談件数 3 件です。

### ウ 障害相談 (肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害等・重症心身障害・知的障害・発達障害等)

相談件数 727 件、全相談の約 34%で、前年に比べると 25 件の減少。このうち、知的障害相談が 667 件で、障害相談の約 92%を占めています。この相談には、児童福祉施設等の在所期間延長及び療育手帳の再判定も含まれます。

### エ 非行相談 (ぐ犯等・触法行為等)

相談件数 66 件、全相談の約 3%で、前年と比べると 23 件の減少。非行児童の年齢は、9 歳 2 件、10 歳 1 件、12 歳 4 件、13 歳 14 件、14 歳 21 件、15 歳 11 件、16 歳 8 件、17 歳 4 件、18 歳以上 1 件です。14 歳以上は 45 件で、非行相談全体の約 68%を占めています。

### オ 育成相談 (性格行動・不登校・適性・育児しつけ)

相談件数 187 件、全相談の約 9%で、前年と比べると 25 件の増加。このうち、性格行動が 91 件、不登校相談が 65 件、しつけ相談が 27 件、適性相談が 4 件、性格行動が全体の約 49%を占めています。

### カ その他の相談

この相談件数は 208 件で、全相談件数の約 10%です。

## 3 児童虐待対応関係業務

児童虐待の通告があった際の初期調査及び対応については、平成 12 年度から児童虐待対応協力員を両児童相談所に配置し、平成 17 年度からは、中央児童相談所に児童虐待対応スタッフを配置して行っています。

平成 27 年度に山梨県の児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は 743 件となり、前年度と比較すると 176 件の増加となっています。児童虐待相談の状況については、具体的内容別内訳〔表相-7〕及び経路別内訳〔表相-8〕のとおりです。(児童虐待に関する詳細な統計については、別途集計済みです。)

なお、平成 27 年度の山梨県における警察官の援助を要請した件数は 9 件 (中央 6 件 都留 3 件)、職権保護は 23 件 (中央 23 件 都留 0 件)、28 条申し立ては 4 件 (中央 4 件 都留 0 件) です。

表相-1

## 年度別・種別

種別		18		19		20		21	
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
養護相談	虐待	241	63	285	55	319	82	344	60
	その他	285	91	269	64	315	53	350	41
保健相談			1	4		5	1	6	1
肢体不自由相談		19	6	13	6	25	13	14	4
視聴覚障害相談					1		1		
言語発達障害等相談		36	33	37	51	64	48	81	31
重症心身障害相談		39	12	28	49	16	61	32	71
知的障害相談		534	186	407	219	463	256	416	202
発達障害相談 自閉症等相談		113	26	107	19	131	10	152	5
ぐ犯等相談		87	29	76	15	59	16	38	23
触法行為等相談		40	8	26	6	20	11	15	5
性格行動相談		201	61	126	56	123	57	127	75
不登校相談		65	30	75	27	55	32	43	16
適性相談		1	11	2		6	5	1	4
育児・しつけ相談		11	6	8	4	9	5	19	
その他の相談		103	129	125	37	112	37	83	34
計		1,775	692	1,588	609	1,722	688	1,721	572
合計		2,467		2,197		2,410		2,293	

# 相 談 受 付 状 況

22		23		24		25		26		27	
中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
342	69	380	97	457	55	339	129	423	144	570	173
315	63	353	47	290	31	315	40	201	45	180	34
2	2	2	2	5				1		3	0
14	9	6	5	4	4		4	4	3	0	1
										0	0
53	27	23	22	8	26	3	2	19	2	5	2
30	40	33	39	35	11	19	20	7	18	1	15
497	184	525	151	622	152	492	176	536	145	530	137
169	29	65	17	30	8	10	13	13	5	22	14
70	21	55	4	55	8	50	13	70	7	41	8
14	5	19	2	35		28	2	9	3	11	6
112	62	72	39	86	28	64	35	57	26	36	55
50	25	41	12	33	10	23	16	34	14	36	29
1	2	6		4	1			1	3	3	1
7	1	2	2	7	4	13		20	7	24	3
77	36	80	47	78	36	94	59	157	12	155	53
1,753	575	1,662	486	1,749	374	1450	509	1552	434	1617	531
2,328		2,148		2,123		1959		1986		2148	

※H26年度より「自閉症等相談」が「発達障害等相談」へ項目名変更

表相-2

## 平成27年度年齢別

種別 年齢	養 護				保 健		肢 体 不自由		視聴覚 障 害		言語発達 障 害 等		重症心身 障 害		知的障害	
	虐待		その他		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
	中央	都留	中央	都留												
0歳	65	15	26	2										1	1	
1歳	45	12	5	3							2		1		9	4
2歳	39	6	11								1				14	2
3歳	37	9	6	1										2	50	7
4歳	34	3	6	1				1						1	56	12
5歳	40	6	5	1							1				54	13
6歳	29	9	10	3							1			2	27	6
7歳	40	7	2	1										2	17	3
8歳	33	17	2	2										1	9	7
9歳	23	10	7	2											19	8
10歳	21	11	6												22	5
11歳	28	9	11								2			1	30	8
12歳	23	12	8											1	23	7
13歳	35	16	14	5	2									1	32	8
14歳	26	10	6	3										1	35	11
15歳	25	7	12	4	1										35	13
16歳	17	9	7	1											16	9
17歳	10	4	7											1	49	6
18歳以上	0	1	29	5										1	32	8
計	570	173	180	34	3	0	0	1	0	0	5	2	1	15	530	137
	743		214													
合 計	957				3		1		0		7		16		667	



・種別・相談受付状況

発達障害		ぐ犯等		触法行為等		性格行動		不登校		適性		しつけ		その他		合計	
中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
														11	4	103	22
																125	
	1													1	1	63	21
																84	
							1					5	1	12	4	81	15
																96	
1	2							2				2		10	2	108	23
																131	
								1				5	1	6	4	108	23
																131	
1	1						1			1	1			3	1	104	25
																129	
1	1					1		1						4	2	74	23
																97	
2							4			1		1		7	1	70	18
																88	
	2					3	4	1	1			1		5	1	54	35
																89	
2	2			2			3	2				2		4	2	61	27
																88	
2	1			1			5	5	2			2		8	3	67	27
																94	
1	2					6	9	1	3			1		1	2	81	34
																115	
2		1	1	2		1	4	3	5			2		14	3	79	33
																112	
5	1	5	1	2	6	4	4	4	7					7	2	110	51
																161	
0		18	1	2		11	9	12	6			1	12	3	122	45	
																167	
2	1	10	1			5	1	2	3					5	2	97	32
																129	
1		3	4	1		5	2	2	1			1		7	5	60	31
																91	
2		3		1			5		1	1				14	3	87	20
																107	
		1					3					2		24	8	88	26
																114	
22	14	41	8	11	6	36	55	36	29	3	1	24	3	155	53	1,617	531
36		49		17		91		65		4		27		208		2,148	

表相-3

## 年度別・経路別

経路		18		19		20		21	
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
県	児童相談所								
	福祉事務所	15	53	3	11	7	24		17
	保健センター								
	その他	370	109	322	69	301	97	349	86
市 町 村	福祉事務所								
	児童委員	5		1		6		2	
	保健センター								
	その他								
指定 児童 医療 施設 機関	保育所								
	児童福祉施設	31	6	14	4	45	13	51	6
	指定医療機関								
	児童家庭支援センター	1		1		2			
	警察署	81	26	87	15	55	20	47	15
	家庭裁判所	6	1		1	1		3	
	保健所	1	1	2			1		
	医療機関	13	17	34	6	36	5	49	5
学 校 等	幼稚園								
	学校	66	53	57	24	78	18	69	25
	教育委員会	5	6		1	1	3	3	5
	里親		4	1		1			5
	児童委員								
	家族・親戚	1,069	358	937	447	1,054	472	1,010	386
	近隣・知人	50	15	47	5	69	15	92	10
	児童本人	51	16	34	17	56	13	33	9
	その他	11	27	25	9	10	7	13	3
	合計	1,775	692	1,565	609	1,722	688	1,721	572
	措置変更	5	4	6	4	37	2	57	1
	期間延長	11	5	20	6	6	7	29	6
	巡回相談	11	216	17	26	9	48	14	42
	電話相談	462	289	416	99	482	141	509	93

\*平成22年度から項目を福祉行政報告例業務統計の項目に統一し、21年度以前の項目は次のとおり22年度以降項目にあわせて掲載しております。

- ・福祉事務所（21年度以前）→22年度以降県の福祉事務所22計上
- ・その他（21年度以前）→22年度以降県のその他に計上

# 相 談 受 付 状 況

22		23		24		25		26		27	
中 央	都 留	中 央	都 留	中 央	都 留	中 央	都 留	中 央	都 留	中 央	都 留
		24	19	24	15	17	9	16	8	25	10
1	1	1		2					4		
1											
193	1	173	55	135	35	185	71	134	69	136	50
86	16	109	28	75	10	66	8	98	25	89	33
4		6		1		3					
		2						1	4		
	26	2	18		5		10		3	8	2
8		8		10	1	1		2		10	1
31	8	28	2	104	2	77		95		124	
		4					1		1		
1		3						1		1	
44	8	55	6	86	16	72	15	87	22	159	50
2	1			8	1	2	3			2	1
1		1		2							
38	8	34	9	58	2	35	5	39	7	47	13
				1					2		
77	26	62	30	85	8	39	17	53	21	61	43
1	4	4	2	2		3		1	3	1	9
	8		11		4	2	3	1			
1,085	408	956	282	826	243	751	285	849	253	691	285
110	11	108	10	252	16	96	17	107	9	140	15
23	4	39	11	32	10	42	55	17	2	59	12
32	12	43	3	46	6	59	10	51	1	64	7
1,738	542	1,662	486	1,749	374	1,450	509	1,552	434	1,617	531
12		16	3	15	1	13	2	19	4	9	1
23	2	29	9	28	9	18	12	23	6	26	6
5	55	4	28	5	16	12	10	8	23	5	54
518	89	486	106	500	57	351	86	424	68	348	129

表相-6

### 児童虐待相談の年度別受付状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
中央	209	241	285	319	344	342	380	457	339	423	570
都留	44	63	55	82	60	69	97	55	129	144	173
合計	253	304	340	401	404	411	477	512	468	567	743

表相-7

### 児童虐待相談の具体的内容別内訳

年度	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		小計		合計
	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	
22	100	13	127	36	108	20	7		342	69	411
23	79	28	149	42	147	21	5	6	380	97	477
24	112	16	192	22	151	17	2		457	55	512
25	99	41	107	29	128	52	5	7	339	129	468
26	85	27	163	60	168	54	5	3	421	144	565
27	102	36	183	54	279	74	5	9	569	173	742

※27年度中央小計の569件以外に種別不明が1件

表相-8

### 児童虐待相談の経路別内訳

年度	経路	家	親	近	児	福	児	保	医	児	警	学	そ	小	合
		族	戚	隣	童	祉	童	健	療	童	校	の	計	計	
		知	人	事	務	所	委	所	機	福	察	等	他	計	計
		人	人	務	員	関	員	関	社	施					
		所	所	所	所	所	所	所	設	設					
22	中央	59	23	83		38			28	12	18	35	46	342	411
	都留	10		8		11			7		1	8	24	69	
23	中央	80	21	79	6	42	1		24	6	26	37	58	380	477
	都留	15	2	8	2	12			7		2	14	35	97	
24	中央	67	37	129	2	35	1	2	41	8	35	52	48	457	512
	都留	4	6	12		4				1	7	4	17	55	
25	中央	62	25	79	6	28	2		23	1	42	20	51	339	468
	都留	11	15	17	4	4			5		6	13	54	129	
26	中央	75	41	91	3	52			32	2	45	33	49	423	567
	都留	14	9	9	1	23			7		11	18	52	144	
27	中央	65	14	122	10	57	2		41	14	131	40	74	570	743
	都留	22	11	13		23			11		33	32	28	173	

## 4 処遇指導部門関係業務

処遇指導関係の主たる業務は援助方針会議を実施すること及び児童福祉法に基づく措置権限の行使に関わるものですが、措置児童に関する指導、費用認定、受給者証発行及び更新、里親登録・里親支援、福祉行政報告例業務統計、保健指導に関する業務も行っています。

### (1) 措置権限の行使等

措置の権限には、児童福祉法第 26 条に基づく児童相談所長の固有のもと、同法第 27 条の規定に基づく知事の権限に属するもので、同法第 32 条の規定、若しくは、地方自治法第 153 条第 1 項及び第 2 項に基づいて委任されたものがあります。

#### ア 所長固有の主たるもの

①児童又はその保護者を、児童福祉司又は児童委員に指導させること。

(法第 26 条第 1 項第 2 号)

②児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は、社会福祉主事に指導させることが適当であると認めた場合は、これを福祉事務所に送致すること。

(法第 26 条第 1 項第 3 号)

#### イ 知事からの委任の主たるもの

①児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。(法第 27 条第 1 項 1 号)

②児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は該当都道府県以外の者の児童家庭支援センター等に指導を委託すること。(法第 27 条第 1 項第 2 号)

③児童を里親等に委託し、又は施設に入所させること。(法第 27 条第 1 項第 3 号)

④重症心身障害児(者)、肢体不自由児を指定医療機関に入所させ、治療等を委託すること。

(法第 27 条第 2 項)

⑤保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を得て里親委託・施設入所等の措置をとること。(法第 28 条)

⑥里親、施設の長に必要な指示をし、報告を求めること。(法第 30 条の 2)

⑦里親委託、施設入所児童について、必要な場合に満 20 歳に達するまで延長の措置をとること。

(法第 31 条第 2 項)

以上の措置は、援助方針会議において、判定会議(総合診断会議)の結果に基づき該当ケースにとって最も適切妥当なもので、かつ実施可能と認められるものを選択し決定します。

援助方針会議を開催し、児童相談所援助指針票等を取りまとめ、措置事務及び費用認定事務を行います。

## (2) 措置児童に関すること

措置後、各施設より月例で入所児童の生活状態等報告を受けていますが、各施設ごとに定期的な連絡会を開催し、施設や児童の状況や問題点について情報交換や協議を行い、施設や児童に関する問題の早期解決に向けての支援を行っていきます。

また、必要に応じて、定期的な施設訪問、研修教育、職員・児童との交流、個別（集団）による治療援助等の心理ケアや保健指導を行うとともに、措置中の児童の家庭調整、児童指導、一時保護、措置変更、送致、措置解除に向けての調査や家庭・関係機関との調整等を行っています。

## (3) その他の業務

### ア 里親制度に関すること

里親希望者に対して相談・面接等を実施し、研修の案内、訪問調査をします。里親希望者・既登録里親に対する研修の企画運営も行っています。また、里親登録申請事務、施設入所児童里親体験事業の企画、里親制度普及啓発活動、委託里親への訪問活動、里親会（山梨県きずな会）の事務局（経理も含む）も担当しています。

### イ 福祉行政報告例業務統計

福祉行政報告例の定めるところに従い、児童相談所関係の業務統計作成及び他課分の取りまとめを行い、主管課を通し厚生労働省に報告します。当課に関する平成27年度の統計は〔表処－1〕から〔表処－4〕のとおりです。

### ウ 障害者総合支援法に基づく受給者証の発行事務

平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、障害児施設利用は措置から契約方式（原則）となり、利用者の申請により支給サービス及び負担上限額を決定、受給者証を交付しています。

### エ 保健師による保健指導

一時保護児童指導、重症心身障害児者訪問指導等、児童に対する保健指導等を〔表処－5〕のとおり実施しています。

一時保護児童に対しては、性教育や喫煙等にかかわる指導も行っています。

重症心身障害児（者）訪問指導は保健師と児童福祉司でチーム構成し、必要に応じて、児童心理司、小児科医、整形外科医、理学療法士が入り、生活面、医療面、教育面の相談や情報提供、他機関の紹介なども行っています。対象児童は、〔表処－6、表処－7〕のとおりで、児童福祉法第42条の規定に基づく医療型障害児入所施設の入所対象となる児童、重度知的障害児のうち合併症により特別な介護を必要とする児童、重度肢体不自由児のうち日常生活に全面介助を必要とする在宅児です。いずれも児童福祉司指導措置の手続きを行い実施します。

※なお都留児童相談所においては、相談課診断育成担当において実施します。



## 年度別・種別・措置状況

措置内容	18		19		20		21		22		23		24		25		26		27	
	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
訓 戒 ・ 誓 約	12	2	1			5	7	3	4		5		16		18	2	10		2	
福 祉 司 指 導	35	18	64	11	83	14	78	8	76	14	68	12	39	7	75	6	43	8	27	7
福 祉 事 務 所 送 致																				
児 童 委 員 指 導																				
里 親 委 託	20	3	20	3	21	4	26	1	24	4	32	4	10	1	12	2	19	3	13	
保 護 受 託 者 委 託																				
乳 児 院	10		6	2	9		2	1	3		5		11	1	9	1	8	3	10	1
養 護 施 設	28	3	34	16	30	4	29	6	46	8	19	8	18	6	32	9	20	5	27	6
児 童 自 立 支 援 施 設	15	2	9	1	10	2	6	1	7		10	3	10		8	2	5	2	9	1
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 知 的 障 害 児 施 設)	11	3	12	1	14	2	8	3	4		3	2	6		5	2	6		3	2
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 肢 体 不 自 由 児 施 設)	3	2			2		1		2	1		1					1		1	1
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 重 症 心 身 障 害 児 施 設)	4	2													1					
視 聴 ・ 言 語 障 害 児 施 設																				
家 庭 裁 判 所 の 処 理																				
そ の 他 の 機 関 へ	61		59		18		1		4		4	1	5		4		2		1	
虚 弱 児 施 設																				
情 緒 障 害 児 施 設																	1			
面 接 指 導	1,565	652	1,372	569	1,502	652	1,522	543	1,509	504	1,468	406	1,600	337	1,258	458	1,401	389	1,495	494
そ の 他 の 処 理	11	5	11	6	6	5	30	6	24	2	29	9	28	9	18	12	25	6	26	19
計	1,775	692	1,588	609	1,695	688	1,710	572	1,703	533	1,643	446	1,743	361	1,440	494	1,541	416	1,614	531



里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

(平成27年度分報告)

		前年度現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)	
認定及び登録里親数(01)		129	12	6	135	
児童が委託されている里親数(02)		58	6	5	59	
再 掲	養育里親	登録里親数(03)	115	10	4	121
		児童が委託されている里親数(04)	47	4	3	48
	専門里親	登録里親数(05)	6		1	5
		児童が委託されている里親数(06)	3		1	2
	親族里親	認定里親数(07)	10	2	2	10
		児童が委託されている里親数(08)	10	2	2	10
	養子縁組によって養親となることを希望する里親	認定里親数(09)	4			4
		児童が委託されている里親数(10)				

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (11)	5	29	2		3		13	

## 児童福祉施設等入所状況県内施設

(平成28年4月1日現在)

種 別	施 設 名	定 員	暫 定 定 員	中 央	都 留	計
乳 児 院	山 梨 立 正 光 生 園	25		19	2	21
	乳 児 院 ひ ま わ り	10		7	2	9
児 童 養 護	明 生 学 園	40	38	24	5	29
	ク ロ ー バ ー 学 園	35		32	2	34
	山 梨 立 正 光 生 園	46	43	34	2	36
	く ず は の 森	35	29	17	7	24
	め だ か の 学 校 ・ ジ ュ ニ ア	32	31	20	3	23
	ハ ー ベ ス ト	39	36	12	13	25
	あ い む	24		21	3	24
	里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム			80	4	84
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	育 精 福 祉 セ ン タ ー	70		29 (7)	9	38 (9)
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	あ け ぼ の 医 療 福 祉 セ ン タ ー	20		6 (9)	2 (1)	8 (10)
	あ け ぼ の 医 療 福 祉 セ ン タ ー ( 親 子 )	60		0 (0)	(0)	0 (0)
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 ( 指 定 医 療 機 関 )	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 甲 府 病 院	123		1 (5)	(3)	1 (8)
児 童 自 立 支 援 施 設	甲 陽 学 園	25	11	8		8
自 立 援 助 ホ ー ム	Lively ( ラ イ ブ リ ャ ) 朋	6	2	1		1
県 内	合 計			311 (21)	54 (4)	365 (27)

保健師による保健指導

内 容		一 時 保 護 児 童 指 導	重 症 心 身 障 害 児 者 訪 問 指 導	そ の 他 の 指 導
	中央	1006	4	68
	都留	242	6	8



## 関係施設一覧表

(平成28年4月1日現在)

種 別	経営主体	施 設 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
乳 児 院	法 人	山 梨 立 正 光 生 園	甲府市伊勢2丁目1-19	055-235-1792	400-0856
		子育ち・発達の里 乳児院 ひまわり	甲斐市島上条1441	055-287-8087	400-0123
児童養護施設	法 人	山 梨 立 正 光 生 園	甲府市伊勢2丁目1-19	055-235-1790	400-0856
		明 生 学 園	甲斐市竜王2175	055-276-2228	400-0118
		く ず は の 森	大月市七保町葛野2467	0554-22-4806	409-0623
		ク ロ ー バ ー 学 園	甲州市塩山上塩後462	0553-33-4541	404-0045
		めだかの学校・ジュニア	甲府市武田1丁目3-23	055-255-3611	400-0016
		ハ ー ベ ス ト	富士吉田市富士見3-9-1	0555-21-2131	403-0009
		あ い む	甲府市下飯田2丁目5-5	055-220-1100	400-0064
		慈 恵 園	長野県下伊那郡豊丘村大字神稲4461-1	0265-35-4815	399-3202
児童自立支援施設	山 梨 県	甲 陽 学 園	甲府市中畑町1284	055-266-4003	400-1505
	国 立	武 蔵 野 学 院	埼玉県さいたま市緑区大門1030	0488-78-1260	336-0963
	東 京 都	東 京 都 立 萩 山 実 務 学 校	東京都東村山市萩山町1-37-1	042-341-6011	189-0012
	法 人	横 浜 家 庭 学 園	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町18-1	045-331-5884	240-0066
	茨 城 県	茨 城 学 園	茨城県那可市後台1484-1	029-298-1555	311-0111
自立援助ホーム	法 人	Lively( ラ イ ブ リ ャ ) 朋	山梨市小原東716	0553-23-5771	405-0005

種 別	経 営 主 体	施 設 名			所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
小規模住居型 児童養育事業	法 人	ファミリーホームii(アイアイ)			甲府市千塚4丁目4-3-11	055-251-7691	400-0074
		パークホーム			南アルプス市西南湖100	055-282-8202	400-0411
		ファミリーホーム里の家			上野原市秋山3706	0554-56-2261	401-0201
		かいふじホーム			南アルプス市藤田1638	055-283-1381	400-0334
		ファミリーホームあすなろ			上野原市秋山3706	0554-56-2436	401-0201
福祉型障害児 入所施設	山 梨 県	育精福祉 センター	入 所	中 軽 度 重 度	南アルプス市有野3303-2	055-285-0615	400-0226
福祉型児童 発達支援センター	法 人	ひかりの家学園		通 園	市川三郷町市川大門1783-2	055-272-3207	409-3601
		つつじが崎学園			甲府市岩窪町614	055-251-7678	400-0013
		ひまわり			山梨市東後屋敷635-1	0553-21-8300	405-0012
医療型障害児 入所施設	山 梨 県	あけぼの医療 福祉センター	入 所	一 般 親 子 入 所	韮崎市旭町上条南割3251-1	0551-22-6111	407-0046
医療型児童発達 支援センター	〃	〃	通 園	〃	〃	〃	〃
医療型障害児入所施設 (指定医療機関)	独立行政法人 国立病院機構	甲 府 病 院		甲府市天神町11-35	055-253-6131	400-0006	

## 5 診断育成部門関係業務

児童相談所で行われる診断には、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断がありますが、診断育成課では、心理診断と医学診断を担当しています。これらの診断をもとに相談事例の総理解をを図るため、判定会議を主宰しています。この会議に基づき援助方針をたて、さまざまな指導や関係機関への助言・指導等を行っています。

これらの業務のほか、療育手帳の判定書・各種証明書の発行事務、1歳6ヶ月児・3歳児精密健康診査事後指導、児童虐待防止対策支援事業における相談事業、関係機関に対し、必要に応じ児童福祉の観点からの助言・援助も行っています。

### (1) 診断育成部門の業務内容

#### ア 医学診断、心理診断及び指導

医学診断は、医師による診察・指導、臨床検査、特別児童扶養手当認定診断書の作成等があります。

##### [表診-1]

心理診断は、児童心理司によって、来訪した児童や保護者、一時保護中の児童に対して心理検査・面接観察を実施し、子どもが抱えている適応上の問題を把握し、その原因や成り立ちを明らかにして解決策を提案すること等をします。さらにこれらの解決を図るための援助として子ども、保護者、関係者にカウンセリングや心理療法・コンサルテーション等を行います。

指導は、助言指導や継続指導（法第12条第2項）、児童福祉司指導（法第26条第1項2号、法27条第1項2号）があります。診断育成課では、継続指導を担当することが多く、児童相談所に通所、または巡回相談会場への通所、あるいは必要に応じて家庭訪問する等の方法により継続的に心理療法やカウンセリングを行っています。

集団で行う指導では、ひきこもり等児童宿泊等指導事業として『みのりグループ活動』を年間通して、季節やそれぞれの課題にあわせて計画しています。対象は、ひきこもり、不安、無気力、緘黙、心身症状、不登校等、主に社会適応の困難を持つ児童で、内容は各種のスポーツや制作活動、グループワーク、集団カウンセリング等です。この事業を通して自主性・社会性の向上、自信と意欲の回復、家庭機能の改善等を図り、児童の福祉の向上に資することを目的とし、中央、都留とも年8回実施しています。

##### [表診-3]

個別に行う指導は、心理療法やカウンセリング、遊戯療法、音楽療法、箱庭療法、認知行動療法、臨床動作法・家族療法等、個々のケースに適した方法で実施しています。[表診-4]

集団療法と個別指導の件数については、[表診-5]のとおりです。最近では、不登校・性格行動等の相談ケースへの指導のほか、児童福祉司や保健師とチームを組んで養護・虐待ケースへの指導が増加しているのが特徴で、相談の場を面接・検査室から拡大展開し、家庭訪問も実施しています。[表診-6]

#### イ 判定会議の実施とその結果の処理

判定会議は、社会診断、心理診断、行動診断、医学診断をもとに、援助に有効な判定を導き出すために行っており、中央では毎週火曜日の午後に診断育成課長が主宰し、都留では毎週火曜日の午前中に診断育成担当が主宰しています。この会議には所長、児童虐待対策幹、各課の課長、各担当者が参加し、総合判断の上援助方針を立てます。

## ウ 療育手帳の判定書・各種証明書の発行事務等

これらの判定書発行事務は、特別児童扶養手当の支給に関する法律による診断書、療育手帳制度に基づく判定書、重症心身障害等の判定書、障害者総合支援法に基づくデイサービス等の利用に関わる判定書、当所に関わる児童に関して教育委員会による適切な就学指導のための資料としての判定書、公共職業安定所から知的障害者の判定結果に関する照会についての情報提供等があります。また、保護者からその他のサービス利用のために心理検査の数値の結果を情報提供する場合があります。〔表診－7〕〔表診－8〕

## エ 1歳6ヶ月児、3歳児精密健康診査事後指導

市町村が実施する1歳6ヶ月児・3歳児精密健康診査の結果、また保護者から発達の心配のある児童の相談の結果、精神発達面において専門的な助言・指導が必要とされた児童とその保護者に対して事後指導を行っています。

集団による療育指導として中央では、こころの発達総合支援センターが事業を引き継いで実施しており、都留では、年齢や発達状況を考慮して少人数のグループを作り、児童に対しては、感覚統合法・遊戯療法・音楽療法等認知・情緒・運動の発達を目指した指導方法を取り、保護者に対しては、発達特性の理解や療育技術獲得のため心理教育的アプローチを中心にした方法で年間を通して実施しています。

〔表診－9〕〔表診－10〕

## オ 児童虐待防止対策支援事業における相談事業

カウンセリング強化事業では、児童精神科医による児童及び保護者に対するカウンセリングを実施しています。また、家族再統合プログラムを策定し、家族再統合・家族支援を行うとともに、児童虐待ケースに関わる支援者に対するスーパーヴィジョンを実施しています。〔表診－11〕



(2) 診断育成課関係業務統計

表診-1

医学診断指導内訳

内容	中央	診察・指導	医学的検査	その他	手 特 別 認 定 診 断 書 作 成 養 育
	都留	225	589	349	22

表診-2

心理診断指導内訳

内容	中央	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察指導
	都留	134	96	50	11	679

表診-3

ひきこもり等児童宿泊等指導事業

中央児童相談所			都留児童相談所		
日程	活動内容	参加児	日程	活動内容	参加児
6/5	施設見学・紙体験	4人	5/15	工場見学	2人
7/30	里山散策・虫取り体験	5人	6/25	施設見学と野外活動	3人
8/21	農作業体験・加工作業体験	1人	8/7	バーベキューと野外活動	6人
10/2	調理体験	2人	10/26	陶芸と野外活動	5人
11/13	陶芸作品制作	3人			
12/24	クリスマス料理作り・クリスマス会	2人	12/18	クリスマス会	11人
2/5	科学館見学・野外活動	1人	1/12	軽スポーツ	8人
3/4	軽スポーツ・昼食会	2人	2/25	スケート教室	8人
計		20人	計		43人

表診-4

児童心理司による心理療法・カウンセリング（集団及び個別指導の合計）

（再掲）

	児童	保護者	その他	計
中央	1029	880	527	2436
都留	363	194	102	659

・集団指導には、1歳6ヶ月児及び3歳児精密健康診査の事後指導も含まれています。

表診-5

## 相談種別延べ扱い件数

種別	養護・虐待	養護・その他	保健	肢不	視聴覚	言語	重心	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法	不登校	性行	適性	しつけ	その他	計
※件数	中央	1,666	46				10	621	33	81	20	25	108			9	2,619
	都留	284	71			8	3	226	29	5		62	151		1		840

※件数とは、児童心理司による心理診断のための検査・面接、助言・継続指導の延べ人数

表診-6

## 児童心理司による家庭訪問

件数	中央	94
	都留	17

表診-7

## 判定書・証明書発行内訳

申請・依頼	保 護 者						職 安	福祉施設	その他	計
目的	療育帳	障害児福祉手当等	就学・障害児保育	障害者自立支援法に基づくサービス	特別支援教育	検査結果報告等	就労支援	施設内指導資料	重度判定	
中央	337	1	4	5	12	45	47	8	104	563
都留	89	2	7	2		37	6	4	2	149

## 療育手帳に係る判定書発行状況

(再掲)

障害程度		障害程度の基準	中央	都留	
重 度	A-1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級または2級に該当する者	22	7	
	A-2a	最重度の知的障害を有する者	16	6	
	A-2b	重度の知的障害を有する者	73	14	
	A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者	3	2	
そ の 他	B-1	中度の知的障害を有する者	82	19	
	B-2	軽度の知的障害を有する者	140	39	
非 該 当			1	2	
合 計			337	89	
新規と再判定の内訳			新 規	135	32
			再 判 定	202	57

表診－9

## 1歳6か月児精密健康診査事後指導

	事後指導(延べ件数)			
	児 童	保 護 者	そ の 他	計
都留	23	23	2	48

表診－10

## 3歳児精密健康診査事後指導

	事後指導(延べ件数)			
	児 童	保 護 者	そ の 他	計
都留	41	41		82

表診－11

## 児童精神科医によるガイダンス・カウンセリング

	実施回数	ガイダンス・カウンセリング		
		児 童	保 護 者	その他
中央	11		18	57
都留	2		2	

## 児童心理司による他機関援助・連携状況

(再掲)

		出張			
		回数(延べ)		相談件数	
		中央	都留	中央	都留
保健福祉事務所		3		3	
教育委員会		19	2	19	25
保育所・幼稚園・学校		77	36	77	103
市町村		59	69	59	135
児童福祉施設	乳児院	79	3	79	3
	児童養護施設	391	13	391	37
	知的障害児施設	20	1	20	1
	肢体不自由児施設	7		7	
	児童自立支援施設	19	8	19	8
	重症心身障害児施設	1		1	
	情緒障害児短期治療施設	2		2	
里親		216	3	216	3
その他の機関		98	18	98	18

## 6 一時保護部門関係業務

一時保護とは、児童相談所長又は知事が必要と認める場合に、児童を現在の生活環境から離し、生活の場を一時保護所等に移すことです。中央児童相談所と都留児童相談所にそれぞれ12名定員の一時保護所が設置されていますが、一時保護所だけでは対応が困難な場合は、児童福祉施設等に一時保護委託しています。

(1) 一時保護の必要性 一時保護を行う必要がある場合は、概ね次のとおりに大別されます。

### ア 緊急保護

①棄児、迷子、家出児童等で適当な保護者又は宿所がないために緊急に保護する必要がある場合。

②虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。

③児童の行動が自己、又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはその恐れがある場合。

イ 行動観察 児童の援助方針を決めるために、行動診断をする必要がある場合。

ウ 短期入所指導 短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が必要な場合。

なお、一時保護期間は2か月を超えてはならないとされていますが、児童相談所長又は、知事が必要と認めたときは、児童福祉法上の手続きを経た上で、引き続き一時保護を行います。

(2) 生活指導

### ア 日常の生活指導

設定された日課に従い、起床から就寝までの生活の流れの中で、日常生活に必要な基本的な生活習慣の習得、自分の行動を見つめ、反省したり、職員や児童との対人関係を通して、社会的価値観の体得を図れるよう支援しています。また、児童の情緒の安定を促すため、所外活動や調理実習、季節行事、作品展等を設定し、一時保護中の生活を快適なものにするとともに、児童の行動観察も行います。

また、生活の場に心理職員を配置して保護児童の心理的ケアも行います。

### イ 学習指導（保育指導）

学習担当職員の下、各児童の学力に応じた学習指導を行います。個別あるいは集団指導の中で学習に興味を持てるように促し、基本的な学力取得を目的として学習を行い、それらの指導を通じて観察を行います。就学前の児童については保育指導を行います。

また、生活の場に児童心理職員を配置して保護児童の心理的ケアも行います。

(3) 行動観察

入所後1か月を目安に、児童の基本的な生活習慣、学習状況、遊び、規範性、情緒、習癖、問題行動、対人関係、家族関係等について観察を行います。その結果を行動観察会議で確認し、一時保護所内における援助方針について検討すると共に、所見及び留意事項の集約を行います。

(4) 一時保護状況

平成27年度の保護児童は、167人（中央91人、都留76人）。保護延日数は、6,317日（中央3,597日、都留2,720日）でした。前年度に比べ、全体では保護児童は37人増加、保護日数は577日減少していますが、長い間登校できない、今後の見通しが持てず不安定になるなどの問題があり、より一層の対応の工夫を必要とします。

なお、都留児童相談所保護児童76人の中には、中央児童相談所からの保護依頼児童30人が含まれています。

# 日 課 表

(中央児童相談所・一時保護所)

平 日 日 課	時 間	土・日・祭日・日課
起床・洗面・検温・清掃・洗濯	7:00 ～ 7:30	平日と同じ
朝食 (準備・片付け・歯磨き)	7:30 ～ 8:30	
健康視診・生活支援 (ロッカー整理)	8:30 ～ 9:15	健康視診 生活支援 環境整備 余暇活動 ティータイム
児童朝礼	9:15 ～ 9:50	
マラソン・屋外活動		
学習準備 (本読み)	9:50 ～ 10:00	
○学習 1・2 時限 (小・中・高) ○保育 (学習時間に準ずる)	10:00 ～ 11:30	
	10:00 ～ 10:40 学習 (1)	
	10 分間休憩	
	10:50 ～ 11:30 学習 (2)	
昼食 (準備・片付け・歯磨き)	11:30 ～ 12:30	平日と同じ
休憩 (幼児・午睡)	12:30 ～ 13:00	
○学習 3 時限 (小・中・高) 4 時限 (年少児) (年少児は 4 時限→余暇) ○保育 (4 時限→余暇) ○入浴 (月水金)	13:00 ～ 14:45	集団・個別 レクリエーション
	13:00 ～ 13:40 学習 (3)	
	10 分間休憩	
	13:50 ～ 14:30 学習 (4)	
	14:30 ～ 15:00 清掃・整頓	
おやつ・生活支援・余暇活動	15:00 ～ 17:30	平日と同様 (入浴あり)
夕食 (準備・片付け・歯磨き)	17:30 ～ 18:30	
一日の反省・日記	18:30 ～ 18:45	
就寝・消灯	20:00 (年少児)	年少児 (小3以下)
	21:00 (年長児)	年長児 (小4以上)

\*毎週水曜日 AMI は、図書館・児童館活動を計画する。

\*毎週金曜日 AMI は、戸外活動を計画する。

# 日 課 表

(都留児童相談所・一時保護所)

平 日 日 課	時 間	土・日・祭日・日課
起床・洗面・検温・清掃・洗濯	7:00 ～ 7:30	
朝食 (配膳・下膳・歯磨き)	7:45 ～ 8:30	平日と同じ (毎火曜日) 環境整備
健康視診・生活支援	8:30 ～ 9:00	
ロッカー整理・居室清掃・私物検査 (水) 布団干し 入浴準備 (月水金)・朝礼 学習準備 (本読み)	9:00 ～ 9:50  9:15 (児童朝礼) (マラソン・屋外活動)  9:50 ～ 10:00	
○保育 (学習時間に準ずる) ☆学習 1, 2 (小1→小・中・高) ●入浴 (月水金) (児童の状況により午前中から)	10:00 ～ 11:30  10:00～10:40 学習 1 10 休憩 10:50～11:30 学習 2 11:30～11:45 清掃 (学習室)	
昼食 (準備・片付け・歯磨き) 休憩 (幼児午睡)	11:45 ～ 12:30 12:30 ～ 13:00	平日と同様
●入浴 (月水金) ☆学習 3, 4 (小1→小・中・高) ○保育 (学習 3 までの時間) 後 余暇支援 ◎個別支援 (学習 4 の時間)	13:00 ～ 14:45  13:00～13:40 学習 3 10 休憩 13:50～14:30 学習 4 14:30～14:45 清掃・整頓	○集団・個別 レクリエーション (1・3 週土曜日) 調理実習 ※第 2 火曜日の午後は、戸外の活動等を計画する。
おやつ・清掃・布団敷き・余暇活動・入浴 (中学生以上)	15:00 ～ 17:45	平日と同様 (中学生以上は入浴あり)
夕食 (準備・片付け・歯磨き)	17:45 ～ 18:15	
一日の反省・日記	18:15 ～ 18:30	
布団敷き・余暇活動 (年少児) (年長児)	18:30 ～ 20:00 18:30 ～ 21:00	
就寝・消灯	20:00 (年少児) 21:00 (年長児)	*年長児とは、小学 4 年生以上とする。 *年長児のみ 22 時まで居室で読書等可。

## 一時保護所行事表(中央児童相談所)

(平成27年度)

実施日	行事名	内容
4月	所外活動 調理実習 季節行事	パフェ作り、チョコバナナ作り 色の三元素シール工作 劇場で観劇、庭園公演でのレク
5月	所外活動 調理実習	公園 温泉施設 バーベキュー
6月	所外活動 調理実習	バーベキュー 温泉施設 ホットケーキ フルーツポンチ
7月	所外活動 調理実習 水泳教室	工場見学 温泉施設 七夕ゼリー お好み焼き 屋内水泳プール
8月	所外活動 調理実習 水泳教室 お楽しみ会	施設見学 温泉施設 バーベキュー チョコバナナ 屋内水泳プール 映画鑑賞会・花火大会
9月	所外活動 調理実習 季節行事 水泳教室	公園 温泉施設 クリームあんみつ デザートたこ焼き バーベキュー お月見会 屋内水泳プール
10月	所外活動 調理実習	自然体験 温泉施設 お好み焼き
11月	所外活動 調理実習 季節行事	動物園 温泉施設 餃子 サラダ 文化展
12月	調理実習 季節行事	ドラ焼き クリスマス会・ケーキ作り
1月	所外活動 調理実習	動物園 温泉施設 ホットケーキ サラダ フルーツポンチ
2月	所外活動 調理実習 季節行事	施設見学 バイキング プリン たこ焼き 節分会
3月	所外活動 調理実習 季節行事	動物園 お好み焼き サラダ ひな祭り会

※毎週1回、戸外活動・図書館・児童見学を実施。毎月1回防災訓

練、自治会活動(こども会)を実施。

※誕生日がいる月は、誕生会(ケーキ作り)を実施。



実施日	行事名	内容
4月	調理実習 特別学習 所外活動	パフェ作り、チョコバナナ作り 色の三元素シール工作 劇場で観劇、庭園公園でのレク
5月	調理実習 特別学習 季節行事 所外活動	餃子皮お花びざり作り、餃子皮パリパリミルフィーユ作り 1000ピースのジグソーパズル製作 こどもの日日課(レクリエーション、お楽しみランチなど) 交通施設の見学、中華料理店での食事
6月	調理実習 特別学習 所外活動	ホットケーキ作り、ポップコーン&ホットケーキ作り あじさい壁面製作、ひまわりの植え替え 水族館見学、焼き肉バイキング
7月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	フルーツポンチ作り、フルーツパフェ作り 1000ピースのジグソーパズル製作 七夕会・庭園公園でバーベキュー、レクリエーション
8月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	ホットケーキ作り、クレープ作り 縄跳び、卓球大会 お盆日課(水遊び、流しそうめんなど)・ネイチャーセンターでの活動
9月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	クッキーサンド作り、アイスパフェ作り レクリエーション、プラレール製作 お月見の会・水族館見学、焼き肉バイキング
10月	調理実習 特別学習 所外活動	白玉だんご作り、どら焼き作り 芋掘り、ちぎり絵製作 テーマパーク見学、焼き肉バイキング
11月	調理実習 特別学習 所外活動	ホットケーキ作り、チョコレートプリン作り、 バスケット、大鬼ごっこ会 交通施設の見学、公園でのレク
12月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	ホットケーキ作り 大掃除 クリスマス会・工場見学、世界遺産見学、焼き肉バイキング
1月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	チョコホットケーキ作り、ホットケーキ作り 雪遊び 正月レク・研究施設見学、焼き肉バイキング
2月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	クッキー作り、チョコレートフォンデュ作り ひな人形制作 節分会・工場見学、庭園公園でのレク、焼き肉バイキング
3月	調理実習 特別学習 季節行事・所外活動	ミニクロワッサン作り、ホットケーキ作り 桜のカード制作 ひな祭り会・テーマパーク見学、活動

※毎月第2火曜日の午後、戸外活動を実施。他、防災訓練、自治会活動(なかよし会)を月1回実施。

※誕生日がいる月は、誕生会を実施。

表保-4

## 年 齢 別 一 時 保 護 状 況

(人)

管 内	男	女	0～5	6～11	12～14	15～	計
中 央	52	39	17	22	28	24	91
都 留	36	40	11	23	23	19	76
合 計	88	79	28	45	51	43	167

表保-5

## ケ ー ス 種 別 一 時 保 護 児 童 数

(人)

管 内	養 護		心身 障害	ぐ 犯	触 法	不登校	性格 行動	その他	合計
	虐 待	その他							
中 央	66	10	1	11			3		91
都 留	56	9	1	8		1	1		76
合 計	122	19	2	19	0	1	4		167

表保-6

## 通 告 経 路 例 一 時 保 護 状 況

(人)

種 別	福 祉 事 務 所	市 町 村	児 童 委 員	女 性 相 談 所	児 童 福 祉 施 設	警 察	学 校 教 育 委 員 会	家 庭	そ の 他	計
中 央		4			2	29	3	12	41	91
都 留		10			2	18	9	22	15	76
合 計	0	14		0	4	47	12	34	56	167

表保-7

## 相 談 種 別 一 時 保 護 延 日 数

(日)

	養 護		心 身 障 害	ぐ 犯	触 法	不 登 校	性 格 行 動	そ の 他	合 計
	虐 待	そ の 他							
中 央	2,945	242	74	270			66		3,597
都 留	2,202	177	36	207		40	58		2,720
合 計	5,147	419	110	477	0	40	124		6,317

表保-8

## 一時保護児童の処遇状況

(人)

種別	施設入所措置	里親委託措置	他の児相移送	家裁送致	帰宅	その他	継続	計
中央	27		5		42	5	12	91
都留	16	2	3		44	3	8	76
合計	43	2	8	0	86	8	20	167

表保-9

## 相談種別一時保護期間

(人)

種別		期間	1～10日	11～30日	31～60日	61～90日	91日以上	計
養護	虐待	中央	21	6	17	16	6	66
		都留	12	12	23	5	4	56
	その他	中央	5	2	2	1		10
		都留	2	7				9
心身障害	中央				1		1	
	都留			1			1	
ぐ犯	中央	6	2	1	2		11	
	都留	3	1	4			8	
触法行為	中央							
	都留							
不登校	中央							
	都留			1			1	
性格行動	中央	1	2				3	
	都留			1			1	
保健・その他	中央							
	都留							
計	中央	33	12	20	20	6	91	
	都留	17	20	30	5	4	76	
合計			50	32	50	25	10	167

平成27年度相談所別・一時保護・一時保護委託状況

(人)

区分		種別	養 護		障 害	非 行	育 成	その他	計
			虐 待	その他					
一時保護	中 央	実人員	66	10	1	11	3		91
		延人員	2,945	242	74	270	66		3,597
	都 留	実人員	56	9	1	8	2		76
		延人員	2,202	177	36	207	98		2,720
	計	実人員	122	19	2	19	5		167
		延人員	5,147	419	110	477	164		6,317
一時保護委託	中 央	実人員	60	3					63
		延人員	1,928	65					1,993
	都 留	実人員	1	1					2
		延人員	103	32					135
	計	実人員	61	4					65
		延人員	2,031	97					2,128

表保-11

平成27年度相談所別及び年齢区分別・一時保護委託状況

区 分		年 齢 区 分 (歳)								計	
		0 ~ 5		6 ~ 11		12 ~ 14		15 ~			
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
一 時 保 護 委 託	児 童 養 護 施 設	1		3		1		2		7	
	乳 児 院	13	1							13	1
	児童自立支援施設										
	情緒障害児短期治療施設										
	障 害 児 施 設			3						3	
	そ の 他 の 施 設	7								7	
	警 察 署										
	里 親	16		1						17	
	そ の 他	10	1			2		2		14	1
	計	47	2	7		3		4		61	2

平成 28 年度「業務のあらまし」

(平成 27 年度事業実績)

山梨県中央児童相談所

住 所 甲府市北新 1 丁目 2-12

T E L (055)254-8617

F A X (055)254-8621